

## Business Certificate news

No.TCCI-146

Date : 2021 年 4 月 1 日

UP Date : 2021 年 5 月 24 日

### 【原産地証明】不備の多い事例について

原産地証明書の作成について、[原産地証明書の記載方法](#)・[証明業務のお知らせ](#)等でご案内しておりますが、不備により訂正・キャンセルされるケースが散見されます。2020 年度で特に不備が多い事例を下記の通り整理しましたので、改めて、原産地証明書作成ルールをご確認・ご理解願います。

なお、「過去に、指摘されずに、発給されていること」は「内容が正しいこと」の根拠ではありません。過去に誤った内容で発給されてしまっている場合、貿易登録の際に提出いただいた「貿易関係証明に関する誓約書」に従い申請企業の責任となるほか、過去発給した全ての書類を確認・報告書を提出いただいた上で、発給停止等の処分を課される可能性がございます。必ず適正なルールに基づき、ご申請をお願い致します。

記

<全体的な不備内容>

- 証明依頼書の電話番号がご担当者につながらないケースが多発しています。担当者に確認が取れない場合、所定時間での返却はできません。必ず申請内容が分かる担当者のご連絡先をご記入ください。
- 台湾・タイ向け place of manufacture に関する製造証明書が様式に沿っていない([第三者による製造証明書](#))
- 文字切れ、印刷汚れ、枠外へのはみ出しがある
- 指定言語(英語、仏語、西語)以外の言語表記(特に日本語、中国語表記が散見される)
- 船積み未確定での申請⇒船名・出港日が確定していない場合申請不可

<各項目の不備内容>

#### ○[2. Consignee](#)

- ◆ **住所**、国名は必須。
- ◆ 住所表記以外の情報の記載はNG。⇒通関必要情報は 6 欄へ(例:TAX CODE, VAT, USCI など)

#### ○[5. Transport details](#)

- ◆ 「From To」記載する場合は、**From 積出地(都市名)、国名 To 荷揚地(都市名)、国名** は必須。
- ◆ 2 欄が指図式(To order~)の場合は、「**From To**」表記 必須。
- ◆ 仕向国=consignee(荷受人)と同一国であることが必須。(異なる場合は、「final destination 都市名・国名」の表示が必要)

#### ○[6. Remarks](#)

- ◆ 製造業者(Manufacturer)は、6 欄のみ記載が可。⇒記載する場合は、会社名・住所・国名 の記載が必須。
- ◆ 台湾・タイ向け以外の原産地の表示(place of production/catching/manufacture)は NG。
- ◆ “No.”だけの表記はNG。L/C No.、Order No. など具体的に記載。

#### ○[7. Marks, numbers, number and kind of packages ; description of goods](#)

- ◆ Case mark の不一致は NG。Case mark が無い場合、「No Mark」の表記が必須。
- ◆ invoice 上の商品の一部を抜粋するのは NG。 ※全ての日本産商品のみ記載は可。
- ◆ As per attached sheet の記載があるにもかかわらず添付が無いのはNG。
- ◆ 商品名のみでの記載で、第三者が商品の判断ができないのは NG。  
⇒一般名称を必ず記載。 ※一般名称…Web 英訳で翻訳できる単語。

以上